



第 2 章 建築物編



1 移動等円滑化経路

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路とはバリアフリー法で用いられている用語です。お年寄りなどや不特定多数の方が、利用する部屋（利用居室）からトイレ・道路・駐車場まで、円滑に移動できるようにしなければならないもので、いくつかの経路のうち必ず1つ以上は移動等円滑化経路としなければなりません。たとえば、利用居室からトイレに行くのに何通りかの行き方があるとき、そのうちの少なくとも1つは移動等円滑化経路としなければなりません。その結果、利用居室・トイレ・出入口・道路・駐車場などは、敷地の中で必ず1つ以上の移動等円滑化経路で結ばれるようになります。
- ・ また、この経路上には、段差や階段を設けてはならず、廊下・出入口・昇降機などはそれぞれの基準を満たすようにしなければなりません。ただし、個人住宅のように特定の少人数が使う建物には基準はかかりません。
- ・ 一般的な基準として、「廊下等」、「傾斜路」、「敷地内の通路」の各項目がありますが、これらの基準は敷地内や建物内のすべてに適用になる基礎的な基準です。しかし、項目名に括弧書きで移動等円滑化経路と書いてある項目、すなわち、「廊下等(移動等円滑化経路)」「傾斜路(移動等円滑化経路)」「敷地内の通路(移動等円滑化経路)」の各項目は、移動等円滑化経路のみに適用になる基準です。
- ・ 「移動等円滑化経路」という言葉はバリアフリー法の用語と基本的な考え方は同じです。ただし、『「地上階」又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物』にある地上階にない居室もお年寄りなどや不特定多数の方が利用する居室としたり、火災時等に車いすでも避難しやすい経路を確保したりする基準を追加しています

<整備基準>

- 1 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とする。
 - イ 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合
道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路
 - ロ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合
利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ハにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
 - ハ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合
当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 2 移動等円滑化経路は、「2-2 廊下等（移動等円滑化経路）」から「1-1 特殊な構造又

は使用形態の昇降機(移動等円滑化経路)」の項までの移動等円滑化経路に適用となる項目(以下これらを「移動等円滑化経路基準項」という。)に掲げる規定に適合すること。

- 3 第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「8-2敷地内の通路(移動等円滑化経路)」の項の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路基準項の規定の適用については、第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
 - 4 直接地上へ通ずる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある延べ面積が2千平方メートル未満の生活関連施設に設ける、人的補助等の手段が講じられた上下階をつなぐ階段は「4段差(移動等円滑化経路)」の項の規定にかかわらず、移動等円滑化経路とみなすことができる。
 - 5 「16車いす使用者用非常口」の項に規定する車いす使用者用非常口を設ける場合は、当該非常口から利用居室及び道等に至る1の経路を移動等円滑化経路とし、当該経路上にある火災時に作動する防火戸等は出入口とする。
-

<要点>

- ・ 移動等円滑化経路は障害のある方等でも移動しやすい構造とします。段差や階段があってははいけません。(この場合は、傾斜路や昇降機を併設します。)また、扉は、自動ドアやハンガードア、あるいは開き戸であればノブの形状や自動閉鎖器の作動力などを適切なものにします。具体的にはそれぞれの基準を参照してください。
- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用していますが、全く同じではありません。県の基準では、2千平方メートル以上の2階建ての建物の2階部分の利用居室なども基本的には移動等円滑化経路の対象にします。(従って、昇降機の設置などが必要です)
また、移動等円滑化経路上にある防火戸・非常口なども車いすで避難できる構造とします。
- ・ 1つ以上を移動等円滑化経路にしなければならない経路は次のとおりです。
 - (1) お年寄りなどや不特定多数の方が利用する部屋(利用居室)から、車いすの方のための駐車場および道等まで
 - (2) 車いすで利用できるトイレから利用居室まで
 - (3) 車いすで避難できる出入口(車いす使用者用非常口)から、利用居室および道等まで
- ・ 移動等円滑化経路は次にあげることを守るようにします。
 - (1) 段差・階段がないようにします。階を移動しなければならない場合は昇降機などを設置します。ただし、2千平方メートル未満の2層の建物の場合で介助できる人を常に配置しておく等の措置がとられていれば昇降機などの設置は必須ではありません。
 - (2) 出入口・廊下・傾斜路・昇降機・敷地内通路などは、移動等円滑化経路のための基準が適用されます。
 - (3) 車いすで避難できる出入口から利用居室までの経路上にある防火戸等は、車いすの

方などでも避難しやすいようにします。防火戸の場合、引き戸にすることは困難ですが、段差を無くし、弱い力でも開けられるような扉、自動閉鎖器、ドアノブ等にします。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 移動等円滑化経路は、簡単に言うと「利用居室からトイレ・出入口などに至る複数の経路のうち、1つ以上は障害のある方等が利用しやすくする」というものですが、複数の経路を移動等円滑化経路とすることがより望ましいといえます。



2 廊下等

2-1 廊下等（一般）

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用する建物内の廊下に適用される基礎的な基準です。移動等円滑化経路にあたる廊下には「2-2 廊下等（移動等円滑化経路）」の基準が追加されます。
- ・ お年寄りや目の不自由な方などが建物内でけがなどをしないようにするための基準です。ただし、個人住宅のように特定の少人数が使う建物には基準はかかりません。
- ・ 表面を滑りにくい仕上げにして転倒事故等を防ぎます。
- ・ 危険な箇所を知らせるブロックを設置したり、ぶつかるおそれのある突出物を設けないようにして、目の不自由な方の安全を確保します。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。
 - イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設する。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
 - ハ 廊下等には突出物を設けない。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。

- ・ 表面の仕上げ：濡れる可能性のあるところの仕上げは、濡れても滑りにくいものにします。陶器タイルのような表面がつるつるした仕上げは、乾燥時と濡れた時とで滑りやすさが大きく変わり危険です。対策としては「表面に凹凸（おうとつ）をつける等の滑り止めを施す」、「表面をコンクリートや木材のような仕上げにする」等があります。
- ・ 点状ブロック【設置箇所】：下りの階段や下りの傾斜路の手前（30cm程度）には、視覚に障害のある方のための点状ブロックを設置します。警告のために設置するものなので、むやみに敷き詰めては意味が無くなるうえ、お年寄りがつまずいたり、車いす利用者などが移動しにくくなることもありますので、不特定多数または視覚に障害のある方の利用が想定されない建物や箇所には設置しません。老人ホームなどは設置によるデメリットが大きいため特に必要な場合以外は設置しません。また、階段や傾斜路の下端の手前側は、同様の理由から基準では設置を要しないこととなっていますが、誘導ブロックによる連続誘導の途中に階段等がある場合は下端側にも設置することが望ましいといえます。
- ・ 点状ブロック【色・材質】：視力が極端に弱い方などが白杖や足裏で識別したりするためやわらかい材質は不適です。また、視力が少しある方などはブロックとその回りの明るさの差で識別するので、ブロックの色は施設全体の色彩計画の中で検討が必要です。たとえば黄色の床に黄色のブロックを敷いても識別できません。
- ・ 突出物：壁や天井などからの突出物は設けないようにします。視覚に障害のある方は白杖で床の上の障害物を見つけますので、室名札のように壁から突出したものと気づかずぶつかってしまいます。この規定はバリアフリー法の移動等円滑化誘導基準を準用しています。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 一般の廊下等についても、「廊下等（移動等円滑化経路）」の基準に合った構造とすることが望ましいといえます。

2-2 廊下等（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、「2-1 廊下等」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、120センチメートル以上とする。

ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。

<要点>

- ・ 車いすで通過しやすいようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 内のり寸法を120cm以上にします。
- ・ 車いすが方向転換できるスペース（140cm角）を、50m以内ごとに設けます。
- ・ 扉は、自動ドアやハンガードアなど車いすの方でも開け閉めしやすいものとします。
- ・ 車いすで避難できる出入口から利用居室までの経路上にある防火戸等は、車いすでも避難しやすいようにします（「1 移動等円滑化経路」の項参照）。

<達成することが望ましい目標> (B) はバリアフリー法誘導基準

- ・ 幅を広げるなどして通りやすくします。全体の幅を広げることが難しい場合は、曲がり角やドアの前の部分を工夫すると効果的です。
- ・ 手すり：廊下の両側には手すりを設けます。
- ・ 曲がり角：曲がり角部分は、角切り（角を面取りする）にすることで、見やすくかつ曲がりやすくします。廊下幅が狭い場合には角切りが有効です。
- ・ (B) 幅：180cm以上とする。
- ・ (B) ドアがある部分の廊下形状：廊下側に開く開き戸があるところは、ドアを奥にさげて前室的な空間（アルコーブ）を設けます。



3 階段

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用するすべての階段に適用される基準です。建物外の階段や、階と階を結ばない部分的な階段も含まれます。
- ・ お年寄りや目の不自由な方などが建物内や敷地内でけがなどをしないようにするための基準です。ただし、個人住宅のように特定の少人数が使う建物には基準はかかりません。
- ・ 手すりをつけたり、表面を滑りにくい仕上げにしたり、段鼻の突き出しや回り階段は設けないようにしたりして転落事故等を防ぎます。
- ・ 踊場の下り階段側に点状ブロックを設けたり、段の端部の色を変えたりして、目の不自由な方やお年寄りなどに段の存在を知らせます。

<整備基準>

- 1 踊場を除き、手すりを設ける。
- 2 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 3 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 4 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
- 5 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
イ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
ロ 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
- 6 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 手すり：階段には手すりを設けます。踊場部分の手すりも、基本的には階段部分と連続して設けておくようにします。
- ・ 段の色：踏面の段鼻側の部分（平らな部分のかどに近い部分）の色を他の部分と変えます。色を変えるとは、色の明るさを変えたりすることも含みます。周りとの対比ですので必ずしも黄色がいいわけではなく、施設全体の色彩計画の中で検討が必要です。

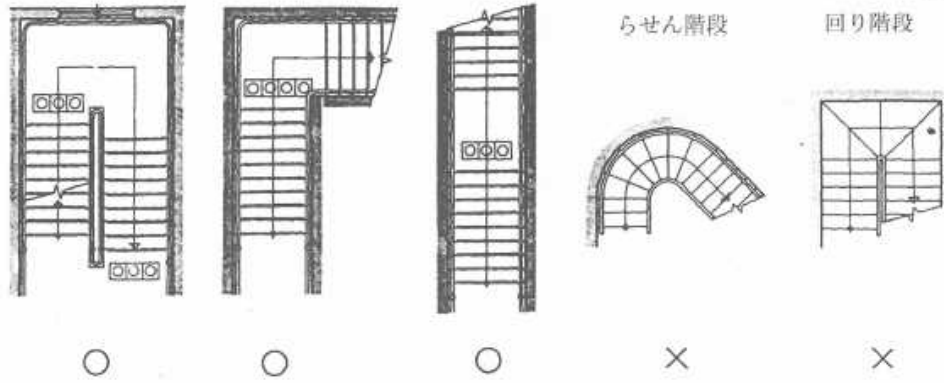
- ・ つまづきにくい構造：蹴上（段の立ち上がり部分）には、つまづきやすい出っ張りを設けないようにします。
- ・ 点状ブロック：踊場の下り階段の手前（30cm程度）には、視覚障害者のための点状ブロックを設置します。ただし、段の部分と連続して手すりを設ける場合は必ずしも必要としません。踊場にある点状ブロックは、つまづきの原因にもなるので注意が必要です。
- ・ 回り階段の禁止：原則として回り階段は設けません。回り階段の踏面の幅は内側にいくほど狭くなるので、お年寄りなどが段を踏み外す危険性があります。

＜達成することが望ましい目標＞（B）はバリアフリー法誘導基準

- ・ 手すり：手すりを必要とする方の中には、左右どちらかの手すりしか使えない方もいるので階段の両側に手すりを設けるようにします。また、利用しやすい高さは一律ではないので、高低2段でつけるようにします。廊下に手すりがある場合は連続したものとします。階段の始終点には、手すりの上側に点字で階数等を表示します。
- ・ （B）幅：140cm以上にします。
- ・ （B）階段の寸法：蹴上16cm以下、踏面30cm以上とします。

階段の整備例

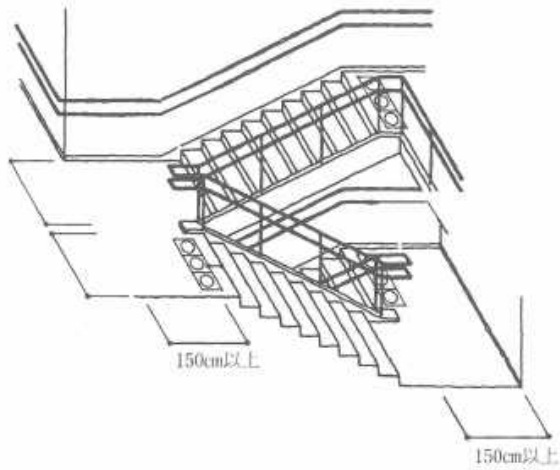
(階段の形状)



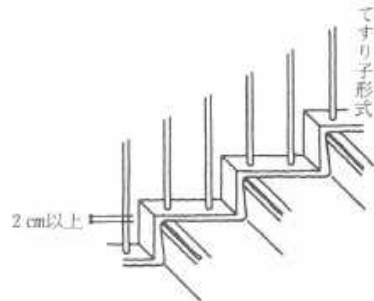
(段の形状)



(有効幅員、手すり、踊り場)



(立上り)



(すべり止め)





4 段差（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。
-

<要点>

- ・ 階段や段差がないようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 傾斜路や昇降機が併設される場合は、階段や段差があってもよいものとします。
2千平方メートル未満の2層の建物で、常に介助者がいるなどの人的補助がとれる場合は、階段だけで傾斜路や昇降機がなくてもよいものとします（「1 移動等円滑化経路」に規定しています）。



5 傾斜路

5-1 傾斜路（一般）

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用する建物内の通路として使われる傾斜路（スロープ）に適用される基礎的な基準です。移動等円滑化経路にあたる傾斜路には追加の基準があります。
- ・ お年寄りや目の不自由な方などが建物内や敷地内でけがなどをしないようにするための基準です。ただし、個人住宅のように特定の少人数が使う建物には基準はかかりません。
- ・ 手すりをつけたり、表面を滑りにくい仕上げにして転倒事故等を防ぎます。
- ・ 危険な箇所を知らせるブロックを設置して、目の不自由な方の安全を確保します。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とする。
 - イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
 - ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ハ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - (3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
 - (4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。また、「2廊下等」および「3階段」の基準に準じています。

- ・ 手すり：傾斜がある部分に手すりを設けます。基準上は、片側でよいのですが、手すりを必要とする方の中には、左右どちらかの手すりしか使えない方もいるので、可能であれば斜面の両側につけるか、斜面の中央につけるようにします。
- ・ 表面の仕上げ：濡れる可能性のあるところの仕上げは、濡れても滑りにくいものにします。陶器タイルのような表面がつるつるした仕上げは、乾燥時と濡れた時とで滑りやすさが大きく変わり危険です。対策としては「表面に凹凸（おうとつ）をつける等の滑り止めを施す」、「表面をコンクリートや白木の木材のような仕上げにする」等があります。
- ・ 傾斜路の色：傾斜路の色を他の部分と変えます。色を変えるとは、色の明るさを変えたりすることも含まれます。
- ・ 点状ブロック：踊場状の部分の下り側手前（30cm程度）には、視覚障害者のための点状ブロックを設置します。ただし、斜面の部分と連続して手すりを設ける場合はいりません。点状ブロックは、つまずきの原因にもなるので注意が必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 一般の傾斜路についても、「傾斜路（移動等円滑化経路）」の基準に合った構造とすることが望ましいといえます。

5 - 2 傾斜路（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、「5 - 1 傾斜路（一般）」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とする。
 - ロ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。
 - ハ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設ける。
-

<要点>

- ・ 車いすで通過しやすいようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 幅：内のり寸法 120cm 以上にします。ただし、階段に併設する場合は 90cm 以上でもよいものとします。
- ・ 勾配：1 / 12 以下とします。
- ・ 高さが 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の平らな場所（踊場）を設けます。

<達成することが望ましい目標> (B) はバリアフリー法誘導基準

- ・ 幅を広くします。勾配は移動等円滑化経路でない部分も移動等円滑化経路上のものと同等にします。
- ・ 脱輪防止：側壁がない場合は、壁に替わる 5 cm 以上の立ち上がりを設ける。
- ・ (B) 幅：内のり寸法 150cm 以上にします。ただし、階段に併設する場合は 120cm 以上でもよいものとします。



6 出入口

6-1 出入口（一般）

<概要>

- ・ 条例で定めた基準には、移動等円滑化経路上の出入口以外の一般の出入口の基準はありません。これは、高齢者の方や障害者の方が利用する部屋にある出入口のうち少なくとも1カ所は移動等円滑化経路上の出入口、すなわち「出入口（移動等円滑化経路）」とみなされるため、それ以外の出入口についての一律の規定を定める意味があまりないためです。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 一般の出入口についても「出入口（移動等円滑化経路）」の基準に合った構造とすることが望まれます。特に、大きなホールや建物の一階部分には、2カ所以上の車いすの方が利用できる出入口の設置が必要です。
- ・ 玄関などには、視覚に障害のある方のために音声誘導装置を設置します。

6-2 出入口（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、80センチメートル以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。

<要点>

- ・ 車いすで通過しやすいようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 出入口の内のり寸法：80cm以上にします。蝶番などの出っ張りがある場合はその部分

から計ります。

- ・ 扉：自動ドアやハンガードアなど車いすの方でも開け閉めしやすいものとします。開き戸にする必要がある場合は、軽い力で開いてゆっくり閉まるようにします。ただし、回転ドアは、お年寄りの方や障害のある方などが使用する場合は注意が必要で、場合によっては使用が困難な場合もありますので、自動回転式か手動式かを問わず好ましくありません。
 - ・ 床は、段差がないようにします。
 - ・ 2千平方メートル以上の建物の敷地内通路に面する出入口のうち1カ所以上は、幅を90cm以上とします（「1.6 車いす使用者用非常口」の項参照）。
 - ・ 車いすで避難できる出入口から利用居室までの経路上にある防火戸等は、車いすでも避難しやすいようにします（「1.5 移動等円滑化経路」の項参照）。
-

＜達成することが望ましい目標＞（B）はバリアフリー法誘導基準

- ・ 幅やドアの設置方法などを考慮します。
- ・ ドア：自動ドア以外では、軽い力であけられて自然にしまるハンガードア等が望ましい形式です。側壁の近くにドアがある場合は、取っ手と側壁の間隔を30～40cmあけます。また、開き戸の場合は戸の向こう側の動きが分かる窓を設けたり、取っ手をレバー式のものにしたりします。
- ・ （B）出入口幅：90cmとします（昇降機・便所・浴室・基準に適合する出入口に併設する出入口等を除く）。また、1つの建物の中で、1以上の出入口の幅を120cm以上にします。

7 便所

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用するトイレ（条例では「便所」といいます。なお、大便器のある間仕切りで仕切られたブースは「便房」といいます。）を設置する場合の基準です。設置する場合には、基準を満たしたトイレが敷地内に1カ所以上必要です。1カ所だけ設ける場合は男女兼用タイプ（通常は個室タイプ）となります。男子用・女子用の区別があるトイレを設ける場合は、トイレ内に基準を満たしたブースを各々1カ所以上設けます。
- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用するトイレには、車いすで利用できるブース（便房）を1つ以上設けます。通路から直接入れる個室タイプのものは便房であると同時に便所でもあると解釈します。
- ・ 男子用トイレで小便器を設ける場合は床置き式のを1カ所以上設けます。
- ・ 2千平方メートル以上の公共性の高い建物にお年寄りなどや不特定多数の方が利用するトイレを設ける場合は、乳幼児ベッドやオストメイト対応設備などを設けた多目的トイレを1つ以上設けます。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とする。
 - イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設ける。
 - （1）腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
 - （2）車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ロ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設ける。
- 3 延べ面積が2千平方メートル以上の生活関連施設（学校、興行施設、官公庁施設以外の事務所、共同住宅等、遊技場、工場及び自動車車庫を除く。）に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とする。
 - イ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設ける。
 - ロ 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、他にお

むつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

ハ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。

ニ 視覚障害者の利用に配慮して、出入口に点字表示を行うほか介助者と利用できるよう十分な広さを確保する。

ホ オストメイトの利用に配慮した設備を設ける。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用していますが、オストメイトやおむつ替えができる設備を設けた多目的トイレについては県独自の規定を追加しています。
- ・ 車いす使用者用便房【基準一般】：車いすはいろいろな方が利用するので、車いすで利用できる便房の基準も一律には定められません。主にどのような方が利用するかによって望ましい形は変わります。身体に障害のある方の場合、その度合いや体のどちら側の動作が苦手なのかなどの違いにより、ある車いすの利用者は使える便房でも、他の車いすの利用者は使えないということもあります。実際の計画にあたっては具体的な利用者を想定した検討も必要です。
- ・ 車いす使用者用便房【広さ】：一般的な車いすがその場で回転すると直径 180cm 程度の円を描きます。しかし、実際には 180cm 四方の空間で回転するのが難しい方もいますし、電動車いすなどでふつうに回転すると 200cm 程度を必要とする場合もあります。一方、コンパクトタイプ（スポーツタイプ）の場合は 130cm 程度で回転できます。そのような意味から、国や設備機器メーカーなどが示している例示であっても十分な広さや設備配置とはいえないケースも出てきます。実際の設計に当たっては、【表示】をしっかり行い、直径 180cm の空間と便器の前と横（片側）の 80cm 程度の空きを確保するか、広く認知されている 200cm 四方のタイプを標準とします。また、次善の方法として直進進入の場合も考慮します。
- ・ 車いす使用者用便房【便座・手すり】：便座の横に手すりを設けます。手すりは可動式とした方が利便性が良くなります。便座の設置位置に規定はありません。座面の高さは 40～45cm（車いすの座面と同じ高さ）にします。また車いすですできるだけ便器に近づけるよう便器を壁かけ式・便器下がくびれた床置き式にします。
- ・ 車いす使用者用便房【表示】：せっかく車いす便房を設けてもそれがあることが分からなければ利用できません。トイレの表示と同様に車いすやオストメイトの表示も設けます。
- ・ 出入口の幅：トイレの出入口・ブース（便房）の扉は 80cm 以上とします。
- ・ 床置き小便器：基準では床置き式と表現していますが、床からリップまでの高さが 35cm 程度のものなら直接床に置かれていなくてもかまいません。
- ・ 多目的トイレ：延べ面積が 2 千平方メートル以上の店舗、集会場、官公庁施設、福祉施設などには、乳幼児を座らせておける椅子やおむつ替えができるベッドを設置します。

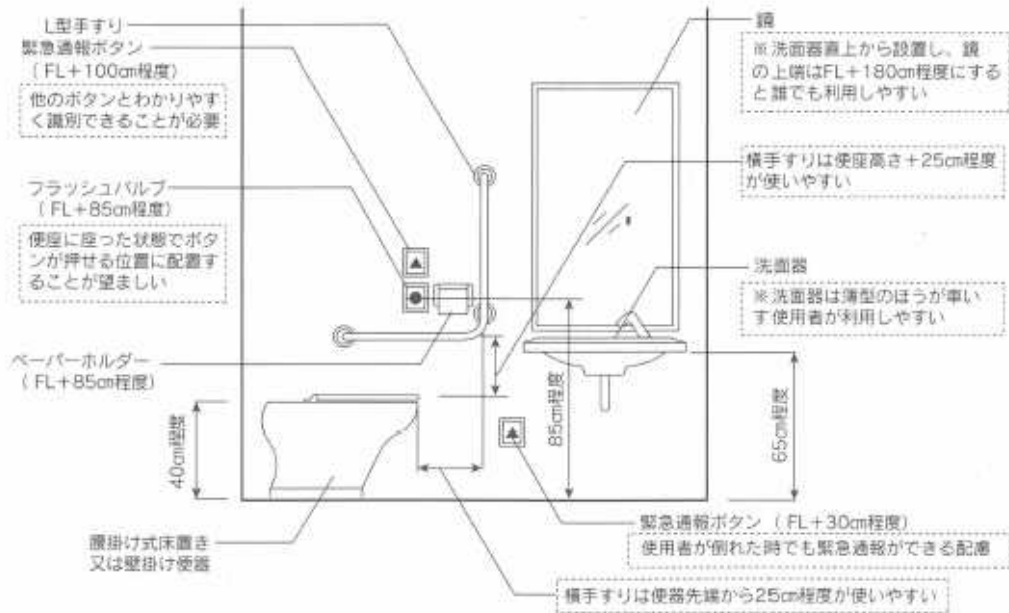
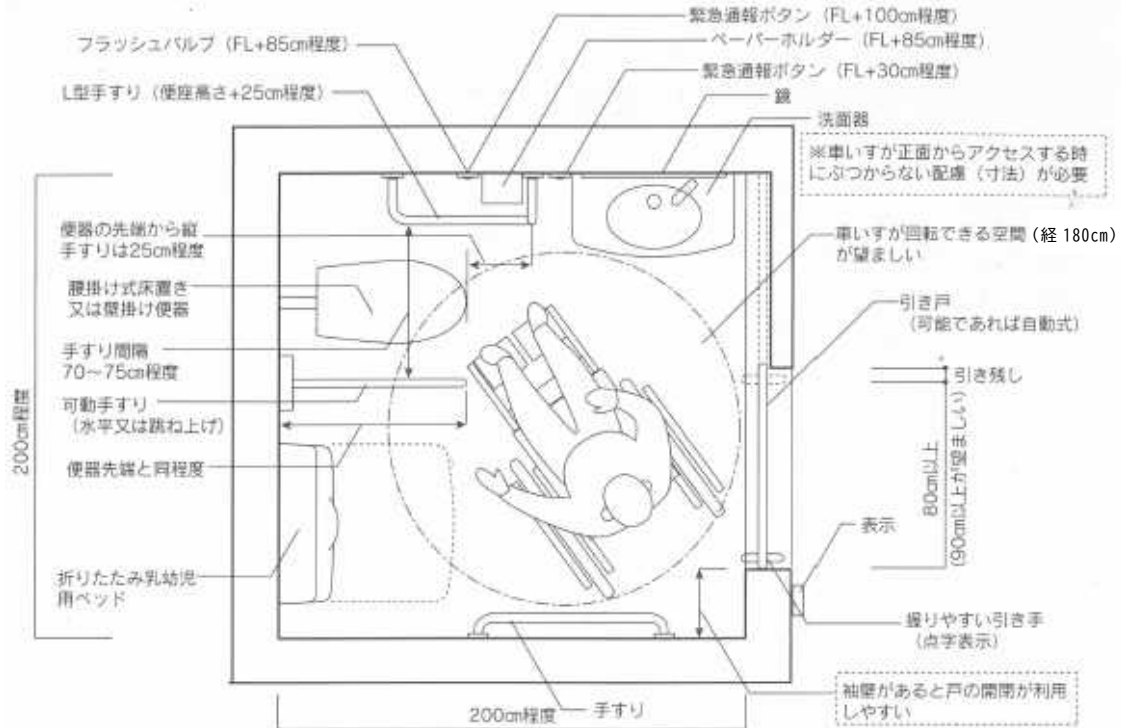
また、視覚障害者が介護者と利用できるスペースも確保します。条例では、多目的トイレと車いす使用者用便房を分けて規定していますが、両方を兼ねることも可能です。

- ・ オストメイトに配慮した設備：オストメイトの方が利用するトイレには、パウチ（オストメイトの方が装着している便や尿をためる袋）を洗浄するための流しや水栓が必要です。壁掛タイプの汚物流しが望ましいですが、既存の大便器に後付けできる洗浄水栓タイプも次善の方法として考えられます。

＜達成することが望ましい目標＞（B）はバリアフリー法誘導基準

- ・ 便房【広さ】：一辺が 200～250cm 以上とします。
- ・ （B）設置数：各階毎に、全体の 2% 以上設けるようにします。また、各階すべてに設置できない場合は 1 階の案内に車いす使用者便房の設置階がわかるようにします。
- ・ 車いすで利用できる便房【手すり】：手すりは便器の両側に設け、壁側は垂直水平タイプ、空間がある側は可動式タイプとします。高さは 65～70cm 程度（車いすのアームレストと同じ高さ）とし、車いす等の移動の邪魔にならないよう壁に固定します。
- ・ 備品類【非常呼び出しボタン】：便座の近くに非常事態を知らせるブザー・ランプ等の作動ボタンを設けます。できれば床に倒れた場合で手の届く高さに設けます。
- ・ 備品類【洗浄ボタン・ペーパーホルダー】：洗浄ボタンやペーパーホルダーは便座に座ったまま楽に利用できる位置に設けます。機械式の洗浄ボタン（レバー型・靴べら型・押しボタン型など）の場合は、大きく弱い力でも作動できるものにします。押しボタン型などの電気式の場合も手のひらや甲でも押せるような大型のものにします。
- ・ 備品類【手洗い器・棚・フック】：便座の近くに棚・フック等を設けます。できれば便座・車いすの両方から使える位置に設けます。
- ・ 備品類【洗面器】：車いす利用者の方が使う洗面器は、下部に空間が必要なため下端 65cm 以上とし、配管も壁側に寄せます。また、杖利用者などの歩行困難者の方が使う洗面器には、寄りかかれるように両側に手すりを設けます。
- ・ 備品類【鏡】：下端をできるだけ下げます。傾斜式鏡は使用しません。

多目的トイレの整備例





8 敷地内の通路

8-1 敷地内の通路（一般）

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用する、道路から建物までの通路に適用される基礎的な基準です。移動等円滑化経路にあたる敷地内の通路には追加の基準があります。お年寄りや目の不自由な方などが建物内でけがなどをしないようにするための基準です。ただし、個人住宅のように特定の少人数が使う建物には基準はかかりません。
- ・ 階段や傾斜路には手すりをつけたり、表面を滑りにくい仕上げにしたりして転落事故等を防ぎます。
- ・ 段の端部や傾斜路の色を変えたりして、目の不自由な方やお年寄りなどに段の存在を知らせます。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とする。
 - イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ロ 段がある部分は、次に定める構造とする。
 - (1) 手すりを設ける。
 - (2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - (3) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
 - ハ 傾斜路は、次に定める構造とする。
 - (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
 - (2) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 手すり：段や傾斜路がある部分に手すりを設けます。基準上は、片側でよいのですが、手すりを必要とする方の中には、左右どちらかの手すりしか使えない方もいるので、可能であれば斜面の両側につけるか、斜面の中央につけるようにします。
- ・ 表面の仕上げ：濡れる可能性のあるところの仕上げは、濡れても滑りにくいものにし

ます。陶器タイルのような表面がつるつるした仕上げは、乾燥時と濡れた時とで滑りやすさが大きく変わり危険です。対策としては「表面に凹凸（おうとつ）をつける等の滑り止めを施す」、「表面をコンクリートや白木の木材のような仕上げにする」等があります。

- ・ 段や傾斜路の色：段や傾斜路の色を他の部分と変えます。色を変えるとは、色の明るさを変えたりすることも含まれます。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 一般の敷地内通路についても、「敷地内の通路（移動等円滑化経路）」の基準に合った構造とすることが望ましいといえます。

8 - 2 敷地内の通路（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、「8 - 1 敷地内の通路（一般）」の項の規定によるほか、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、120センチメートル以上とする。
 - ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 傾斜路は、次に定める構造とする。
 - (1) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とする。
 - (2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
 - (3) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設ける。

<要点>

- ・ 「2 - 2 廊下等（移動等円滑化経路）」と「5 - 2 傾斜路（移動等円滑化経路）」に準

じています。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。

- ・ 廊下等の内のり寸法を 120cm 以上にします。
- ・ 車いすが方向転換できるスペース（140cm 角）を、50m 以内ごとに設けます。
- ・ 扉は、車いすの方でも開け閉めしやすいものとします。
- ・ 勾配は 1 / 12 以下とします。
- ・ 高さが 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の平らな場所（踊場）を設けます。

＜達成することが望ましい目標＞（B）はバリアフリー法誘導基準

- ・ 通路などは、幅に余裕を持たせたり、排水溝などの設備を危険のないようにしたりします。
- ・ 通路内の側溝等：蓋のない排水溝や排水のための溝などは設けないようにします。
- ・ 側溝蓋等の排水口：格子や穴の寸法や形状は白杖などが挟まりにくいものとします。
- ・ 側溝蓋等の仕上げ：側溝の蓋など他の部分と仕上げが異なるものを設ける場合は、表面の仕上げを路面に準じた滑りにくい仕上げとします。なお、比較的滑りにくい仕上げであってもその周囲がさらに滑りにくい仕上げであったり、逆に周囲に比べて一部だけ非常に滑りにくい場合などもつまずきの原因になる場合がありますので注意が必要です。
- ・ （B）幅：180cm 以上を目標にします。ただし、段などの部分は 140cm 以上、傾斜路は 150cm 以上、段に併設する傾斜路は 120cm 以上とします。
- ・ （B）段の寸法：蹴上 16cm 以下、踏面 30cm 以上とします。
- ・ （B）傾斜路の勾配：1 / 15 以下とします。



9 駐車場

<概要>

- ・ お年寄りなどや不特定多数の方が利用する駐車場を設置する場合の基準です。
- ・ 駐車場の一部の駐車スペースを、車いすの方が利用しやすい寸法とします。
- ・ 建物から利用しやすい位置に設け、車いすで利用しやすい駐車スペースがあることを表示します。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける。
- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、350 センチメートル以上とする。
 - ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をする。
 - ハ 主として高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法の誘導基準を準用しています。
- ・ 車いすの方の利用を想定しています。駐車場所および、そこから建物までの経路は移動等円滑化経路になりますので敷地内の移動等円滑化経路の基準が適用になるので、階段や段差を設けないようにしたり、通路幅を 120cm 以上にしたりします。また、駐車部分も傾斜が無いようにします。
- ・ 駐車スペースの寸法：幅 350cm 以上とし、長さの数値基準は設けていません。これは、一般的な乗用車等を対象にした駐車場の一部に乗用車をベースにした福祉車両を駐車することを想定しているため、長さについては他の駐車スペースと同じになることを前提としているからです。望ましい基準は次の項に示します。
- ・ 設置数：車いす使用者用駐車スペースの数を W 台、全駐車台数を P 台とすると、200 台までは $W \geq P \div 50$ 、200 台を超えると $W \geq (P \div 100 + 2)$ となります。ただし、P が整数でない場合は切り上げます。具体的な最低基準台数は次のようになります。

全駐車台数 (P)	1 ~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	...	100n
車いす用台数 (W)	1	2	3	4	5	6	...	n + 2

<達成することが望ましい目標>

- ・ 駐車台数を増やしたり、余裕のある幅にしたりします。
- ・ 駐車スペースの寸法【車いすに乗り移る場合】：幅は、車体分の幅の両側に、幅 140cm 以上の乗降用スペースを設けます。大型の外車や四駆以外の通常の乗用車の幅は概ね 190cm 以内ですので、1 台分であれば 470cm、2 台分であれば 800cm、以後 1 台増えるごとに 330cm 増えていきます。
- ・ 駐車スペースの寸法【リフト・スロープを使って車いすで降りる場合】：ワンボックスタイプの福祉車両などは、スロープやリフトで車いすの乗降をします。スロープは 140cm 程度、リフトは 100cm あり、さらに車いすが降りるスペースとして 90cm 程度が必要になります。ただし、このタイプの車は障害のある方が自ら運転してくることは少ないため、駐車スペースでの乗降を想定するよりも、専用の乗降場所で乗降した後に駐車スペースに移動することを想定することが現実的といえます。
- ・ 屋根・ひさし：駐車スペースやそこから建物までの通路には、屋根・ひさしなどの雨よけを設けます。
- ・ 進入口には、車いす使用者用駐車場が設置されている旨の表示を行うとともに、誘導表示に配慮する。



10 昇降機（移動等円滑化経路）

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。
- ・ 移動等円滑化経路にあたらぬ昇降機（エレベーター）であっても、この項の基準を適用することが望ましいといえます。なぜならば、エレベーターとスロープが併設されている建物において、建物所有者はスロープを移動等円滑化経路と考えていたとしても、実際にエレベーターやスロープを必要とする方の大多数はエレベーターを利用するからです。同様に複数のエレベーターがある場合も1台だけでなく複数のエレベーターに基準を適用することが望ましいといえます。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する昇降機（次項に規定するものを除く。以下同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とする。
 - イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。
 - ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。
 - ハ かごの奥行きは、135センチメートル以上とする。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とする。
 - ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。
 - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
 - ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2千平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成する昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に定める構造とする。
 - (1) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とする。
 - (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とする。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に定める構造とする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものは、この限りでない。
 - (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
 - (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合）にあっては、当該その他の位置に設けるもの

に限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

<要点>

- ・ 車いすの方や目の不自由な方などが利用しやすいようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ かごは、奥行き 135cm 以上、出入口 80cm 以上にします。
- ・ 乗降場所は、幅・奥行きともに 150cm 以上とし、高低差がないようにします。
- ・ 車いすの方でも利用しやすいボタン配置にします。
- ・ 不特定多数の人や視覚障害者の方が利用する場合は、音声装置をつけます。
- ・ 不特定多数の人が利用する 2 千平方メートル以上の建物に設けるものは、かご面積 1.83 平方メートル以上とします。

<達成することが望ましい目標> (B) はバリアフリー法誘導基準

- ・ (B) バリアフリー法誘導基準省令第 7 条に定める基準を満足するようにします。



1 1 特殊な構造又は使用形態の昇降機

(移動等円滑化経路)

<概要>

- ・ 移動等円滑化経路に適用される基準です。
- ・ 特殊な構造又は使用形態の昇降機とは、階段や段差に併設されるリフトや、車いすで利用できるエスカレーターを指します。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造とする。
 - イ エレベーターにあつては、次に定める構造とする。
 - (1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号に規定するもの
 - (2) かごの床面積は、0.84 平方メートル以上とする。
 - (3) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積を十分に確保する。
 - ロ エスカレーターにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するもの。
-

<要点>

- ・ 車いすの方などが利用しやすいようにします。基準はバリアフリー法の移動等円滑化基準を準用しています。
- ・ 段差解消機は、昇降行程 4 m 以下のエレベーターまたは階段や傾斜路にそって移動するリフト状のエレベーターで、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号に規定するものとします。
- ・ 車いすで利用できるエスカレーターは、2 枚以上の踏段が同一平面となり、段の端に車止めがあるタイプのエスカレーターで、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものとします。



1 2 案内設備までの経路

<概要>

- ・ 建築物やその敷地内に案内板や受付などの案内設備を設ける場合の基準です。
- ・ 道等から案内板や受付までの経路が対象で、建物内でもそれ以外の部分は対象となりません。ただし、この項で規定するのは誘導のための線状ブロックであり、段差や危険を知らせる点状ブロックは敷地内・建物内を問わず設置します。

<整備基準>

- 1 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。
- 2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とする。
 - イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - ロ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設する。
 - (1) 車路に近接する部分
 - (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）

<要点>

- ・ 目の不自由な方が利用しやすいようにします。基準はバリアフリー法を準用しています。

- ・ 道等から案内設備までの1以上の経路に、線状ブロックや点状ブロックを敷いたり、音声誘導装置を設置したりします。
- ・ 通路と車道との境界には、危険を知らせる意味で点状ブロックを敷設します。
- ・ 受付に常に人がいるなどで、玄関からの経路を常に見ていられる場合は誘導のための設備を必ずしも設ける必要はありません。

＜達成することが望ましい目標＞ (B) はバリアフリー法誘導基準

- ・ (B) 道等から案内設備までの複数の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とします。



1 3 客室

<概要>

- ・ 旅館やホテルなどに、車いすの方でも利用しやすい客室を設ける基準です。

<整備基準>

- 1 ホテル又は旅館には、車いす使用者が円滑に利用できる1以上の客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を設ける。
- 2 車いす使用者用客室は、次に定める構造とする。
 - イ 出入口は、次に定める構造とする。
 - (1) 幅は、80センチメートル以上とする。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。
 - ロ 便所は、次に定める構造とする。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が設けられている場合は、この限りでない。
 - (1) 便所内に車いす使用者用便房を設ける。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。
 - ハ 浴室等は、「1 4 浴室等」の項で規定する車いす使用者用浴室等とする。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は、この限りでない。

<要点>

- ・ 基準はバリアフリー法の誘導基準を準用していますが、車いす使用者用客室の数は、バリアフリー法と異なり1以上とします。
- ・ 出入口、トイレ、浴室は車いすでも利用しやすい構造とします。
- ・ 出入口や扉の幅は80cm以上とし、浴室は「1 4 浴室等」の基準に適合するようにします。

<達成することが望ましい目標> (B) はバリアフリー法誘導基準

- ・ 通路・浴室・トイレ、客室内の机・ベッドの前面などは、直径150cmの空間を確保する。
- ・ スイッチなどは、車いすの方でも利用しやすい高さ（40～110cm程度）とする。
- ・ (B) 設置数：車いすの方でも利用しやすい客室の数をW室、全客室数をR室とする

と、200 室までは $W \geq R \div 50$ 、200 台を超えると $W \geq (R \div 100 + 2)$ となります。ただし、P が整数でない場合は切り上げます。具体的な最低基準室数は次のようになります。

全客室数 (P)	1 ~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	...	100n
車いす用室数 (W)	1	2	3	4	5	6	...	n + 2

- ・ 聴覚障害者の利用に配慮して、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる機器やフラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設ける。
- ・ 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）の貸し出しを考慮する。



1 4 浴室等

<概要>

- ・ お年寄りや障害のある方が安心して使えるようにします。
- ・ 床の仕上げなどに配慮し、手すりなどを設けることで事故を未然に防ぎます。
- ・ 段差をなくしたり水栓や扉を工夫することで、誰でも使えるようにします。

<整備基準>

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とする。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）とする。
 - （1）浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - （2）車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。
 - ロ 出入口は、次に定める構造とする。
 - （1）幅は、80センチメートル以上とする。
 - （2）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。
 - ハ 床面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ニ 出入口から浴槽又はシャワーブースまでの床面には、通行の支障となる段を設けない。
 - ホ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる水栓器具及び非常用通報装置を設ける。

<要点>

- ・ 基準は、バリアフリー法を準用していますが、床の仕上げ・段差・水栓器具・通報装置の基準は県独自の規定です。
- ・ 床は、エンボス加工や磁器タイルなどの滑りにくい仕上げとし、出入口から浴槽まで段差のないものとします。
- ・ 出入口は、幅80cm以上で段差がないものとします。
- ・ 水栓などの器具は障害のある方でも使いやすいものにします。
- ・ 非常用通報装置を設けます。

<達成することが望ましい目標>

- 手すり：浴槽・洗い場の周囲には手すりを設ける。
- 水栓等：水栓などはレバー式など弱い力でも操作できるものとします。
- 浴槽：浴槽の縁の高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）とし、浴槽の深さは55cm程度とします。



15 客席等

<概要>

- ・ 固定式の客席がある興業施設や文化施設などには、車いすの方でも利用できる客席スペースや聴覚障害者のための設備を設けます。

<整備基準>

- 1 固定式の客席、観覧席（以下「客席等」という。）を有する施設（興行施設、集会施設、運動施設、文化施設）は、次に掲げる構造の客席等を設けるものとする。
 - イ 車いす使用者のための客席等を出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に1以上設ける。
 - ロ 出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車いす使用者が使用するときに取りはずし可能な複数の可動式客席を設ける。
 - ハ 集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。
-

<要点>

- ・ 基準は県独自のものです。
- ・ 車いすでも利用できる平らなスペースを1以上、客席を取り外すと車いす用のスペースとなる可動式客席を複数台設けるようにします。
- ・ 磁気式集団補聴設備などの聴覚障害者のための補助設備を設けるようにします。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 車いすでも利用できるスペースは、1席あたり間口90cm、奥行き150cm程度とします。



16 車いす使用者等非常口

<概要>

- ・ 障害のある方やお年寄りの方、特に車いすの方が災害時などの緊急時に安全に避難できるようにします。
- ・ 非常時を想定して設けた規定なので項目名に非常口とついていますが、移動等円滑化経路上にある外に出るための出入口であれば玄関などでも対象になります。

<整備基準>

- 1 「1 移動等円滑化経路」の項第1号イに規定する経路（移動等円滑化経路を含む。）にあり、かつ敷地内の通路に面する出入口（以下「車いす使用者用非常口」という。）は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、80センチメートル以上とする。ただし、延べ面積が2千平方メートル以上の生活関連施設に設ける場合は90センチメートル以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開けて通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

<要点>

- ・ 利用居室から道等に至る経路上にある外部に出るための出入口のうち、通路に面している出入口は車いす使用者用非常口とします。利用居室から道等に至る経路が複数あれば全部が対象になります。
- ・ 荷物搬入口や利用居室以外の部屋を経由する経路上にある出入口や屋外通路に面していない出入口などは対象になりません。ただし、消防法に基づき避難誘導灯が設置されている出入口は対象とします。
- ・ 幅は80cm以上とし、段差がないようにします。ただし、2千平方メートル以上の建物の場合は幅90cm以上とします。
- ・ 車いす使用者用非常口から利用居室に至る移動等円滑化経路上にある防火戸等は、「6-2 出入口（移動等円滑化経路）」の基準を満たすものとします。（「1 移動等円滑化経路」の項で規定しています）
- ・ 車いす使用者用非常口から利用居室に至る移動等円滑化経路は、その旨の表示をします。（「17 避難誘導設備」の項で規定しています）



17 避難誘導設備

<概要>

- ・ 災害時などの非常時に、障害のある方などを安全に避難誘導するために設けます。

<整備基準>

- 1 避難誘導設備は、非常時に高齢者、障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とする。
 - イ 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板及び音声誘導装置を設ける。
 - ロ 一斉放送できる設備を設ける。
 - ハ 「16車いす使用者用非常口」の項第1号イ及びロの基準を満たす非常口には、その旨の表示をする。
 - ニ イに掲げる避難誘導設備から車いす使用者用非常口までの経路のうち、「1移動等円滑化経路」の項第二号に定める構造を満たし、防火戸、防火シャッター等の防火設備が、車いす使用者の通過に支障ない構造になっているものは、その旨の表示をする。
-

<要点>

- ・ 視覚や聴覚に障害のある方などのための誘導設備や、車いすで避難できる経路の案内などを設置します。県独自の規定です。
- ・ 聴覚に障害のある方でもわかるように、点滅灯・電光表示版による誘導装置を設けます。
- ・ 視覚に障害のある方でもわかるように、音声誘導装置や一斉放送設備を設けます。
- ・ 車いす使用者用非常口および、そこに至る移動等円滑化経路の表示をします。

避難誘導設備の整備例

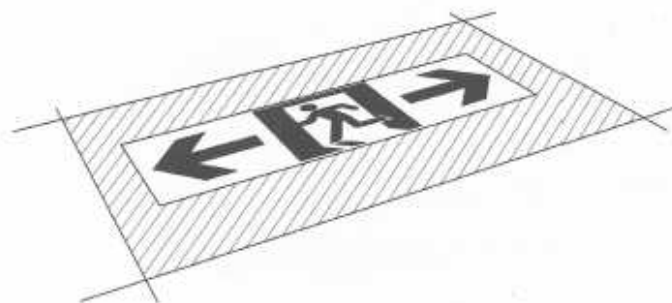
●点滅式誘導音付加誘導灯（壁埋め込み型）



●点滅型誘導灯（天井直付型）



●床埋め込み式誘導灯





18 案内板

<概要>

- ・ 建物内の案内板や表示は、だれでも分かるようにします。

<整備基準>

- 1 施設の利用に関する情報を提供する案内板を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - イ 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
 - ロ 案内表示は、必要に応じ外国語を併記するとともに、点字を用いるなど高齢者、障害者等が理解しやすいように表示する。
 - ハ 設置の高さや照明に配慮する。

<要点>

- ・ 基準は県独自のものです。
- ・ 案内板や部屋名表示などは、大きさや色などをだれにでも判別しやすいものにします。特に色遣いに関しては、色覚バリアフリーなどにも注意します。また、必要に応じて外国語などの併記もします。
- ・ 施設案内などの案内板は、点字の併記をします。



19 乳幼児用設備

<概要>

- ・ 乳幼児連れの方でも、安心して利用できるような設備を設けます。

<整備基準>

- 1 延べ面積が2千平方メートル以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設及び官公庁施設には、次に掲げる乳幼児用設備を設けるものとする。
 - イ 1以上の円滑に授乳及びおむつ替えができる設備
 - ロ 乳幼児椅子及び乳幼児ベッド（受付等の近傍にあるものに限る。）
-

<要点>

- ・ 2千平方メートル以上の医療、集会、展示、物品販売、文化、官公庁施設が対象になります。基準は県独自のものです。
- ・ 乳幼児用ベッドや授乳スペースなど、授乳やおむつ替えができる設備を1カ所以上設けます。
- ・ 受付窓口などの近くには、乳幼児いすや乳幼児ベッドなどを設けます。



20 増築等に関する適用範囲

<概要>

- ・ 建物の増築や改築をする場合の、基準の適用範囲を定めます。
- ・ 基本的にはバリアフリー法を準用していますが、ただし書で小規模建築物の緩和規定を設けています。

<整備基準>

- 1 建築物の増築又は改築（用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、前項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。ただし、増築等に係る部分の延べ面積が2千平方メートル未満の場合は、この部分に限り適用する。
 - イ 当該増築等に係る部分
 - ロ 道等からイに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
 - ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
 - ニ イに掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。へにおいて同じ。）から車いす使用者用便房（ハに掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
 - ホ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
 - ヘ 車いす使用者用駐車施設（ホに掲げる駐車場に設けられるものに限る。）からイに掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

<要点>

- ・ 基準の適用対象となる部分は次の部分です。ただし、増築・改築をする部分の延べ面積が2千平方メートル未満の場合は（1）の部分のみ対象とします。
 - （1）増築・改築をした部分
 - （2）道等から増築・改築した部分に至る移動等円滑化経路
 - （3）お年寄りなどや不特定多数の方が利用するトイレ
 - （4）車いすで利用できるトイレから増築・改築をした部分までの移動等円滑化経路
 - （5）お年寄りなどや不特定多数の方が利用する駐車場
 - （6）お年寄りなどや不特定多数の方が利用する駐車場から増築・改築をした部分に至る移動等円滑化経路



2 1 その他備品等（達成することが望ましい目標）

<達成することが望ましい目標>

- ・ 条例には規定がありませんが、カウンター・記載台・公衆電話・自販機・水飲み場などは次にあげる基準を満たすことが望ましいといえます。
- ・ カウンター・記載台：高さ 65～70cm とします。
- ・ 公衆電話：高さ 65～70cm とします。
- ・ 自販機・水飲み場：高さ 70～80cm とします。